

## 第2回エネルギー・運輸WG 議事概要

1.日時：平成16年11月1日（月）13：50～16：20

2.場所：永田町合同庁舎1F 第1会議室

3.議題：経済産業省との意見交換

- 1.電力・ガスの全面自由化について
- 2.電力送配電線、ガス導管敷設に関する二重投資規制について
- 3.電力送配電線、ガス導管敷設に関する公益特権について
- 4.風力発電、家庭用コジェネの系統連系について

4.出席者

[資源エネルギー庁]

電力・ガス事業部 政策課 課長 菅原 郁郎

電力市場整備課 課長 紀村 英俊

ガス市場整備課 課長 守本 憲弘

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー等電気利用推進室 室長 安居 徹

[委員]

鈴木主査、矢崎委員

5.議事

鈴木議長代理

最初にまとめて説明していただいた上で、意見交換を行いたい。

紀村課長（電力市場整備課）

電気事業制度については、今、第3次の制度改革を行っている。

第3次制度改革を行うにあたっての基本的な考え方については、昨年2月に出した総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の骨格答申をベースに、昨年9月から、詳細制度設計について検討を行ってきた。

自由化範囲については、平成16年4月から500キロワット以上まで、平成17年4月から50キロワット以上まで拡大されたが、昨年12月段階で、早く取りまとめなければならない事項について電気事業分科会において詳細制度設計中間報告としてとりまとめ、その後、平成17年4月の本格的な拡大に向けて、引き続き議論を続けて、平成16年5月に最終報告をとりまとめた。

平成 12 年 3 月から特別高圧分野、電力量で 26 %が自由化対象となり、平成 16 年 4 月から高圧の 500 キロワット以上の部分、電力量で 40 %が自由化対象になり、平成 17 年 4 月から更に 50 キロワット以上、電力量で 63 %が自由化対象になる。規制需要は 36%程度残ることになる。

全面自由化に関する過去の議論であるが、骨格答申においては、需要家の選択肢の確保状況等を踏まえ、供給信頼度の確保、エネルギーセキュリティや環境保全等の課題等の両立、ユニバーサルサービスの確保、実務的課題等について検討を行ったうえで全面自由化を検討するのが適当であるとされている。

検討の開始時期については、高圧の自由化の拡大に伴う需要家選択肢の拡大状況等を判断する必要があるため、平成 17 年 4 月から更に 2 年程度経過した平成 19 年 4 月頃を目途とすることが適当であるとされている。

その後、平成 15 年 10 月にエネルギー基本計画が閣議決定されており、その中では平成 19 年を目途に全面自由化の検討を開始することとするとされた。

規制改革・民間開放推進 3 カ年計画においては、家庭用を含む小規模需要家までの全面自由化については、自由化範囲の拡大の進展に応じその効果について速やかに評価を開始するとされている。

今回の第 3 次制度改革においては、自由化範囲の拡大だけでなく、拡大を行うために最低限担保しなければならないことを総合的にまとめたのがこの資料である。

エネルギー基本法にのっとり、電気の安定供給の確保、エネルギーセキュリティや環境保全等の課題との両立、電気の特性に応じた安定性、公平性を確保する仕組みと企業の自由な活動との調和、需要家選択肢の確保という観点から、改正電気事業法において制度設計を行った。

欧米の電力供給体制は重々分かった上で、最終結論として発送電一貫体制を維持することとした。ただ、維持することの大前提として、今申し上げたようなことが確保されなければならないとしている。

もっとも大事なのは、ネットワーク部門の公平性・透明性の確保であり、行為規制の 3 点セットといっているが、情報の目的外利用の禁止、内部相互補助の禁止（会計分離）、差別的取り扱いの禁止を改正電気事業法の中に定めて、違反した場合は罰則を課すこととしている。

また、公正取引委員会と経済産業省とが一体となって適正な電力取引についてのガイドラインの策定作業をしている。ガイドラインの中で、どういう事項が違反か、どういう事項が望ましいかについて整理している。

電力会社、新規参入者、学識経験者等からなる中立機関を日本全国にひとつだけ指定する。発送電分離ではないので、系統運用の仕方等は、引き続き各電力会社に任せることとしたが、この中立機関において、共通的なルールはしっかりと透明性が確保された状態で定める。流通設備計画はどうするのか、系統アクセスはどうするのか、系統運用はどうする

のか、情報開示はどうするのかについて、しっかりとルールを定めて、各電力会社は必要に応じてこのルールに応じて自分のルールを見直すということにした。このように透明性が極めて高い状態でネットワーク部門を管理しようとしている。

中立機関、行為規制については平成17年4月から実施される。

卸電力取引所は、私設、任意で設置される。電力取引は、世界中どこを見ても、電力会社、新規参入者と需要家との間の相対取引の部分で太宗が決まるものであり、各国によって、取引所の役割付は異なる。

わが国においては、相対取引を補完する役割で、電力会社、新規参入者、自家発等々が入った形で私設任意の卸電力取引所が設立されており、平成17年4月からの運用に向けていろいろな準備を実施しているところである。

取引所に一番期待されているのは、取引量が相当なボリュームで裁かれて、その結果価格シグナルが出てくることである。自由化部分の価格は相対取引で決まるため、事後的にある程度の平均的な価格は捉えることができても、個々の取引価格がいくらかまではわからない。電気事業者あるいは新規参入者は、卸電力取引所の価格シグナルによって、今後の設備投資をどのようにするのかといった事業計画をたてやすい。したがって、できるだけ条件をつけないような形で、参加者がこの卸電力取引所に入っていけるようにするべきだと電気事業分科会でも議論されている。ただ、エンロンの破綻もあったので、金融的取引は対象としておらず、実物、スポット、先物の現物を取り扱うこととしている。

全国的系統利用の促進の観点から、平成17年4月からパンケーキの廃止を行うこととしている。振替供給料金を課さなくなることによって、全国的な取引が活性化されると考えている。

更に自由度を高めるという観点から、分散型電源による供給の容易化を行う。二重投資にならない限りは、届出制として認めることとした。

また、原子力発電のような長期固定電源がわが国にとっては大きいということから、優先給電指令、たとえば正月、ゴールデンウィーク等の需要が下がる時期には、ベースロードとしてフルに動かすことができるよう、新規参入者の電源も状況によって調整してもらうという対応をとっている。

総合して申し上げると、今回の第3次改革は、単に自由化範囲を拡大するのではなく、ネットワーク自体の公共財的な部分に十分配慮しながら、全体としての供給安定度を保つつ、できるだけ規制緩和的なものを取りいれようとしている。

二重投資規制については、電力会社サイドが一番気にしたのは、当該エリアに電力会社の送電線がある場合、ない場合にそれぞれにいろいろな弊害が生じえるのではないかということ。電力会社の送電線網が張り巡らせられている中で、分散型電源が自営線を自分で引っ張っていって使うと、相当な部分は電力会社の設備と二重投資になるし、また、電力会社の対応という点からは、電力会社には規制需要家に対する供給保障や自由化対象顧客に対する最終保障も行う必要がある中で、分散型電源が自営線を引っ張ってしまった場合

に、その周りの規制需要家、あるいは自由化対象需要家が電力会社の電気がほしいといった場合、仮に電力会社の電線路が当該エリアにない場合、二重投資で電線路を引けないとということになるのではないかということがあった。

最終的な整理としては、実質上、ほとんど制限を設けない制度とした。具体的には、送電線の設備規模、いわゆる各電力会社の系統の基幹線電線と同等あるいはそれ以上の電圧階級の送電線であって、送電経路の長さが 10 キロメートル以上のものについてはそれなりにチェックが必要だが、それ未満のものは原則認めましょうということとした。

来年 4 月に向けて新規参入者から内々に相談のあった自営線の案件は、規模は小さく、最大でも電線路のこう長が 2 キロから 3 キロ程度のもの、電圧階級は 6 千ボルト以下程度のものであり、上記の基準のレベルとはぜんぜん違う。個別の可否が判断される事態は当面起こらないと認識している。

電力送配電線に関する公益特権に関しては、電気事業法では新規参入者の電線路敷設についてもさまざまな権利を認めており、土地の一時使用権や、他人の土地へ立入権、公共用の土地を使用する権利等を付与している。問題となるのは、土地収用法、道路法、公共用用地の取得に関する特別措置法においては、一般電気事業者には特例措置等の優遇措置があるが、新規参入者に対しては、新規参入者と一般電気事業者とで公益性が異なるということから特例措置は設けられていない。

しかしながら、平成 12 年段階で、新規参入者が特定規模電気事業の用に供するための電柱などの送電設備についても、電源線といっているが、電源線の部分による道路の占用については、国土交通省サイドの現在の通達により義務占用に準じた取扱いをするとされていて、実態上支障がないように措置されている。自営線についても同趣旨の通達を出せないか交渉しているところで、仮に同趣旨の通達が出るのであれば実質上なんら支障がないと考えている。

最後に全面自由化に関してであるが、自由化の検討の際の視点としては、報告の中にもあったとおり、供給信頼度の確保上大丈夫なのか、エネルギーセキュリティ、環境保全上大丈夫なのか、ユニバーサルサービス等の観点から大丈夫なのか、長期投資のリスク、実務的課題が大丈夫なのかという点である。

供給信頼度だけで見ても、自営線供給ができるようになったが、事業のやり方によってはかなり大規模なものが出てくることが考えられ、他方、卸電力取引所が平成 17 年 4 月から動き出し、送電系統の中立機関も動き出すため、環境が大きく変わってくる。

中立機関はルール作りだけでなく、電気事業者と新規事業者の間で起こった紛争について調停、斡旋する機能もあって、国内の流通が活発化する中で、どういった支障が生じるのかきちんと見ていかなければならぬと考えている。

たとえば、家庭まで自由化対象が拡大されることを考えると、家庭の部分までメータをつけてみるのか、プロファイリング技術を取り入れるのかといった課題もある。

そういういろいろな事項があることや、電気事業分科会の報告書だけでなくエネルギー

一基本計画の記載も19年を目途に検討となっていることを踏まえると、平成17年度から平成18年度にかけて、省内で、自由化範囲拡大における市場評価、論点整理の実施を行って、平成19年度から論点整理等を踏まえて全面自由化の議論を行えないかと考えているところ。

#### 守本課長(ガス市場整備課)

電力と違って全地域をカバーしておらず、需要量で半分くらいを中小企業を含めた227社のガス会社が供給している。

よくヨーロッパのガスの自由化がモデルとして参照されるが、日本の場合、基幹パイプラインがなく、ほぼ全量が液化天然ガス(LNG)を、25地点あるLNG基地に一回入れて比較的短めのパイプラインで供給している。新潟地方については現地で国内産のガスがあり、これを導管でもって供給している。日本の中では特色のある地域である。

これまで平成7年3月に非常に大きな工場ということで、年間のガス使用量が200万m<sup>3</sup>以上の需要家に対して自由化を行い、その後11年、16年にそれぞれ100万m<sup>3</sup>、50万m<sup>3</sup>と拡大をしてきたが、単に大口供給の規模を拡大しただけではなく、やるからには実効性が伴わないといけないということで、平成7年には託送取扱要領を整備するとともに、一般ガス事業者の効率化を促すという意味でガス料金制度にヤードスティック方式による査定方式を導入したり、原料費調整制度を導入した。平成11年の際には料金規制を認可制から届出制に、卸供給制度も届出にしてかなり自由にできるようにした。託送制度についても、とりあえず参入のありそうな東京、大阪、東邦、西部の四社について接続供給制度を法定化した。自由化範囲を50万m<sup>3</sup>以上までに引き下げる際には、すべての一般ガス事業者、ガス導管事業者に託送を義務付けた。新潟にある帝国石油や石油資源開発の持っているパイプラインについても、ガス導管事業者に位置づけて託送を義務付けた。

大口供給については許可から届出制へ移行し、LNG基地の第三者利用については、基地を借りられるように独禁法に基づいて交渉を促進するという意味で、適正取引ガイドラインの中で、LNG基地事業者は基地利用要領を作成することが望ましいものと位置付けた。

ガスの場合は平成19年に更にもう一段階自由化範囲の拡大のステップを踏むことになっており、この場合10万m<sup>3</sup>になるが、小規模工場、ビジネスホテルといった町にもありそうなものが入ってくる。実はこのステップは非常に大きく、需要家の数が増えてくる。需要家が小規模になってくるので、供給者選択の実効性があがるような方法をとらなければならず、安定供給、あるいは保安との3つをバランスよく進めなくてはならないと考えており、審議会からもいくつか宿題を頂いている。

実効性の最大の問題は、たとえば東京電力が東京ガスのガス管を使う場合、同時同量を確保することによって導管の中の圧力が変わらないようにしているが、数が多くなってくるとこうしたことをしていられないで、個別のコントロールができない中でどのように

して導管の圧力の適正化を図るのか、計測をどのようにしていくのか、末端の低圧導管の料金の設定方法をどうしていくのかといったところをきっちりしないと、自由化の実効性があがらないことから、こうした点について詰めつつあるところ。

供給安定性の部分については、新規参入者から供給を受けている需要家が、そこを供給区域としている一般ガス事業者に切り替えた時には、今の制度ではその一般ガス事業者は供給義務があるので、供給しなくてはならないのだが、どこまで供給予備力をもたなければいけないのか、持っていないと罰則があるのかといった点についても、きちんと検証していくかなくてはならない。

非常に重要と思っているのは保安の問題。小規模な需要家については、専門の保安技術者を置いているような大規模工場とは異なる。今のガス事業の実態を言うと、小規模な需要家には、ガス事業者が行って、消費機器を調査して、なにか問題があると、これを替えなければいけませんよということをやっているが、一方で大口制度では消費機器の調査義務を抜いているので、本当にそれで大丈夫か、という点について検証しなければならない。我々ではなく、原子力安全・保安院で、こういうところで使っている器具をテストするということを始めている。

また、託送が増えてきた場合、ガスは熱量が一定ではないのだが、今のところ、託送を受け入れる場合には、決まった熱量のガスを受け入れるということを託送供給約款で決めている。しかし、実効性をあげようと思うと、ある程度熱量変動を認めないと、別種の少し熱量が違うガスは受け入れず、熱量調整しなければならないということでコストがかかるので、これを受け入れた場合に消費側の機器が大丈夫かという検証を始めている。

平成19年を目途にして10万m<sup>3</sup>以上の需要家に対する拡大への軟着陸を目指して検討を開始しているという状況。

今年度より50万m<sup>3</sup>に引き下げたときには、ガスの製造・発生の部分については、LNG基地の有効利用の促進をした、卸規制の緩和をした、大口供給を届出制にした、といった措置を行い、また、導管の部分については、ガス導管事業を創設した、託送ルールの充実強化ということで導管ネットワークの公平性、透明性、基本的にはガス会社の託送部門と営業部門をきれいに分けるという、組織的に分けたり、情報を共有しないといった細かい手当てをしてきた。

自由化範囲の拡大については、今回行ったのは50万m<sup>3</sup>以上の需要家までであり、平成19年には10万m<sup>3</sup>以上の需要家まで拡大する予定であり、10万m<sup>3</sup>未満の拡大については、その検証を行いながら時期を逸すことなく結論を得るということとしている。

ガス料金の平均単価は、LNGの輸入価格に従って下がってきており、平成8年から10年ころから、LNG価格が上がっていてもガス料金の平均単価は下がっており、効率化のメリットが出てきていると考えている。

ガス会社の総販売量に占める大口供給量の割合は4.5%、これに対して5%くらいの新規参入が出てきている。平成16年4月には更に自由化範囲が50万m<sup>3</sup>に拡大しており、

我々が把握している範囲では、新規参入は着実に出てきており、このパーセントは確実に増えてくると想定している。

保安責任に関しては、家庭のガス栓まではガス会社の責任、それ以降は、ガス会社は消費機器に関する周知調査義務があり、消費者は、基準適合義務等を負うが、実態上はガス会社がこうしてくださいといい、需要家はそれに従って行うというのが実態で、消費者委員から実態をよく考えたうえでやってくださいと審議会でいわれている。

二重投資規制の話だが、自営導管を認める一方で、ガス導管に関して託送義務を設けたこととのバランスをとることで、新しい導管を作るにあたっては既存導管があるかどうか、ガス管の能力に余剰があるかどうか、そこを通すガス種が違っているかどうか、といったことを見て、基本的には届出制ではあるが、必要があれば、変更命令ができるという枠組みとした。平成16年4月から運用をしているが、今のところ大口供給については1件届出があった。またいくつかでできそうなところがあるが、でてくれれば認めるだろうというところ。

公益特権についてだが、一般ガス事業者は土地収用法も適用できるし、道路の義務占用も認められており、これをガス導管事業者についても認めてもらえないかということで、ガス導管事業を設けるときに国土交通省と議論したが、一般ガス事業者は供給義務があるがガス導管事業者は供給義務がないので、土地収用法を認めてもらえたが道路の部分については通達レベルで処理しましようということで、配慮をしていただくことになった。大きな案件があるたびに国土交通省と協議しており、これについては比較的順調に認めていただいている。

#### 菅原課長（政策課）

電気の新規参入状況については、平成16年8月、自由化部分の2.11%、全需要に占める割合が0.68%と非常に少ない参入状況。これまで3次にわたって規制緩和を進めてきたが、有効競争が行われるような状況をちゃんとつくるなければならないと考えている。我々が一番困ると思っているのは、自由化の中での独占、寡占。自由化はしたものの誰も参入者がいないという状況は避けたい。

新規参入者が本当に戦えるルール、技術的要件をきっちりして、実績として戦えるという見通しを作つてあげないと、自由化しても結局誰も入つてこないという状況になる。そのような状況を避けるという意味では、相当しっかり自由化の実態を評価して、それに見合った必要な事項をしっかりと積み上げて、新規参入をどんどん行えるという環境を作るのが非常に重要と考えている。

一旦自由化してから、規制を強化するわけにはいかない。

#### 矢崎委員

アメリカ、ドイツ等主要国との電気料金の国際比較という資料があるが、フランスは非

常に低い。フランスが低いのは、我々がやろうとする措置を既に講じたからコストが安くなっているのか。私はそうは思わないけれども。

諸外国では監視制度がしっかりとしていて、コストについて非常に厳しくみられているという感じもしている。

自由化の効果で下がる点と、監視制度がしっかりとしていることによる影響についての調査は行っているのか。

#### 菅原課長

ヨーロッパの場合は国で閉じているのではなく、大陸全体でネットワークがつながっていて、電源面の競争者がしっかりとしている。フランスの場合は、原子力比率が7割以上で、出力を一定にしてドイツ等に輸出までしていて、結果的にコストが非常に安くなっている。フランス国内では競争は働いていなくて、原子力を進めることにより発電コストを下げているのではないかと考えている。

自由化の中には、料金値上げが行われない限り、我々は監査できないこととなっている。昔であれば役員の給与についてまで文句をつけることができたが、自由化の中では電力会社の自由で、値下げ傾向である限りは、役所は口をはさめないこととなっている。

問題は、地域独占にあぐらをかいて、利益が安定的に確保できるといった状況では効率化、合理化の意欲がわかないでの、しっかりとした競争が行われる環境、電力間競争をいかに加速化していくかということが必要であり、その試みとしてパンケーキを廃止した。更に我々は今まで電気事業法、ガス事業法と二つに分けて議論してきたが、今、電気料金が下がってきてているのは、例えば電力会社は当然隣の電力会社を意識すると同時に、同じエネルギー供給事業者であるガス会社がどうなるんだと、電気、ガスの垣根を越えた競争が値下げのインセンティブとなっていると思っている。異業種間の競争促進も考えながら、電気は電気でもうちょっと本当の競争促進が行われ、本来であれば新規参入者がどんどん入り込んで、相当意識せざるを得ない存在になっていればいいのだが、現状ではそこまでは至っておらず、いかんせん、今から中立機関、卸電力取引所など白地に設計している段階で、ここで彼らが本当に参入できる環境をつくらないと電力会社が強烈に意識する競争者は現われないのでないかと考えている。

我々が監視するといっても、自由化しているので、手取り足取りここがおかしいと指導する時代は過ぎたと考えており、自己監視、自己管理能力を高めるには、きちんとした競争者を入れるのが役所の競争を促すのが役所の仕事だと考えている。

#### 矢崎委員

中立機関の監視制度は煮詰まっているのか？

#### 紀村課長（電力市場整備課）

電力料金は平成5年から平成15年までに16.5%下がっている。

国際比較で見ると、レートで見るのは、PPPで見るのはという議論があり、PPPではほとんど差がないという議論はあるが、客観的事実として、産業用、家庭用とともに自由化後に下がってきており、一方で、ドイツ、イギリスでは逆に電気料金をあげなくてはならないといった状況のため、イギリスもそうだと、差はどんどん縮まっている。

例えば、一般家庭で見れば、ドイツとはほとんど差がない。

またフランスは安いが、先ほど説明があったように市場の構造がぜんぜん違っており、フランス電力公社がほぼ独占し、原子力を主力としている。一方でドイツでは、いろいろなプレーヤーがいるが、エネルギー源に原子力はそんなに使えない、石炭のシェアがどんどん高くなっているため、価格的には日本と差がどんどん縮まっている。

そのため、価格だけでなく、エネルギー全体に関する供給構造、需要構造を見て判断する必要があると考えている。

監視体制については、何重にもチェックしており、17年4月からは中立機関において個々の取引で不公正なことをしていないかしっかりと見ることになっている。

ルールの原案についてはパブリックコメントに付している段階。ルールに基づく監視委員会についてはまさに中立で、どのような項目についてチェックしていくか、今議論しているところ。

また、行政サイドとして、経済産業省内の体制整備とともに、第三者的なチェック機関として総合資源エネルギー調査会の中に監視できる体制を作ろうとしている。

実際の検証については、中立機関で系統内の容量が全国でどうなっているかをしっかりと監視し、卸電力取引所の関係では、しっかりとワークしているかについては、取引所内に市場監視委員会、検証委員会を設けてチェックすることとなっている。

総じて言うと、中立機関、卸電力取引所それぞれ整備するし、行政サイドでもしっかりと整備するということになっている。

#### 矢崎委員

電力会社は、公共性を認識してコスト以外の面も考慮して行動している。全面自由化した場合、規模の小さい電力会社であれば海外に買収される事態も想定される。海外企業が利益だけを追求してきた場合、法律にのっとった行動はするだろうが、どういった弊害がありえるのか。

#### 脇原課長

海外企業だからどうこうということはないが、若干、海外の電力会社と日本の電力会社とでは考え方や文化が違っていて、電気の品質や消費者の保安までどこまで目配りするかはかなり違いがでてくるのではないかと考えられる。

そのため、供給の安定性、災害時における供給義務から来るケアの面はかなり違つてく

ると思う。電気事業法や保安上の規制で、誰であろうとやってもらうというのは当然ではあるが、ずいぶん差がでてくるだろうと思う。新潟の復旧作業に見られるように、非常に備え、あれほどの余力を各社がもつようになるのか。保安要員の余力の義務化ということも検討課題となりえるが、現時点ではそうした課題に直面しているわけではないので、あえて今ここで、そこを合理化すべき、これだけ用意しろというところまでいう必要性はないと思う。

#### 鈴木主査

法的な手当てができるのであれば、むしろそういったところが出てきたほうがいい。電力の場合、独占性があって、情報通信に比べて新しいアイデアで事業開発をする余地がはるかに限定されている。こういう分野への有効競争の導入は、かなり思い切った主体の変革を組み込んで、かつ混乱を起こさないようなシステムを考える必要があると考える。

#### 矢崎委員

頭の体操であるが、例えば、電力会社を県レベルに分割して競争させれば、ずっと競争が進む。電力会社が、これだけ力を持っている中では、ちょっとやそっとで競争が起こらないと思う。

#### 鈴木主査

国から派生してきたNTTのようなものであればそれでいいが、民間から派生した会社なので分割を強制するのは難しいだろう。しかし、エネ庁でも、発送電分離は一生懸命考えていたと思うので、これもひとつのアイデアだとは思う。

平成19年までは省内で勉強するというが、省内の勉強はもちろんいいが、その後に電気事業分科会に審議を頼む必要は、私はないと思っている。

確かに特別高圧までの変化と、高圧までの自由化とでは、ニュアンスが異なるというのはわかるが、当初志した制度よりも甘い制度を作ったがゆえに、完全自由化に対してヘジテイトした状況をつくってしまったという点がある。

たとえば、中立機関の役割は二つある。ひとつは公正な取引について独禁法に違反する行為について公取と同じように監視するという組織。もうひとつはISOと称せられたもの。

ISOはどこに消えたのか？

#### 紀村課長

今回法律で担保された送配電等業務支援機関、いわゆる中立機関がISO的な組織である。

### 鈴木主査

理解したが、競争促進を公取委と同じような視点で考えて、クレームがあったときに駆け込む組織をつくりなさいと去年いったが、その対応はどうしたのか。総務省は、苦情処理機関は既にあると主張していたが。

中立機関というが、業界の中の機関に給電指令、オペレーションの根幹に関するものをやらせようというのが2001年のときの答申の基本をなしていた。

それがだんだん変貌して、ルールを決めるだけの機関になってきた。ルールを決めるということになると、⑨電力だけでなく、新規参入者も入ってくるというが、圧倒的に力関係が違う。そういう機関が本当の意味で中立機関たりえるのか疑問に思う。

したがって、もうひとつ紛争処理機関というものをつくれといったが、それはどうなったのか。

### 菅原課長

電力、ガスに付き合いの深い我々にいいにくかろうということで、経済産業政策局の中で公取委との窓口となっている産業組織課内に、競争環境整備室を今年つくった。ある意味で駆け込み寺のような位置づけ。

何をもってかけこめばいいかわからないから、総合エネ調の下に適正取引WGを公取委と一緒につくって、何が白で、何が黒で、何を個別に判断しなければならないか、といったガイドラインを、来年3月までにつくる。

もっと中立性を高めるために、総合エネ調の中に、我々が事務局となった、中立的な先生を入れた部会を近々つくりたい。

電力、ガスをメインに、そのガイドラインをもとづいて、個別案件について、これは電事法違反だ、これは公取委の話かもしれない、審議、判断してもらう分科会の一部会をつくろうとしているところ。

### 鈴木主査

我々が去年イメージしていたのはそうした機関であって、ジェネラルに競争環境を全般についてということではない。特に線物、電力、ガス、情報通信、それから運輸も一種の道路を媒介とした線路だが、そういうものを対象とした話をした。いかんせん、トラブルが起こらないと問題が進まない。新規参入者が困って、自由化の初期のころたくさん出てきてヒアリングもした、バックアップ電力などは最たるもの。そういうのが果たして根付いているのか。根付かないと何をしているのかということになる。ダイヤモンドパワー等では力不足なら、もっと力強いものが現われないと世の中動き出さない、それをどうするかを今年は議論したい。

私に言わせると、いろいろやったということはわかるが、それで、競争者は出るのか、ということだ。卸電力取引所を作ろうといつても、売り買いするものがいないと動かない。

どうやって動かすのか、ということだ。

#### 紀村課長

先程の I S O と中立機関について述べたことを補足するが、中立機関は I S O と全く同じではない。I S O は自ら運用するが、中立機関は、設備は電力会社が補修し、運用する。根っここのルール、監視等は中立機関が行うこととなる。

#### 鈴木主査

それは、お宅が負けてしまっているわけだ。2001 年の答申にはオペレートさせろといつていた。I S O がオペレートする機関にすれば、発送電分離する必要はないというのが、基本だった。

#### 紀村課長

中立機関について、電気事業分科会における詳細制度設計において、中立者をとにかく多くする、電力会社、新規参入者、卸・自家発の 4 グループほどつくって、みんなの権限を 1 対 1 対 1 対 1 にする、そのために中間法人という形態にしている。指定法人にして監督することとして、中立性を確保できるように制度設計した。

監視の部分については、電事法の話と独禁法の話を切り分けて、ガイドラインをつくっていく。新規参入者からも、改定にあたって、盛り込むべき事項について、来年 3 月までにしっかりしたガイドラインにまとめたい。

#### 鈴木主査

わかるが、ダイヤモンドパワーが足りないから他の電力が供給しろとかの、電力の分配を別の機関でやるというのが初期の考え方であって、その考え方で 2001 年の答申ができる。それをルールを考える機関にしてしまっている。ルール策定に 9 電力以外の意見を入れるというが、基本的には異質なものになっている。ボタンのかけ違いがおこっている。

ボタンの掛け違いだったら、原点に戻って議論をしろということだ。実際、発送電分離も視野に入れてとはっきり書いている。

たとえば、政策課長の言われたような心配があるのであれば、自由にさせていったあとで、エネ庁が自由になったものに対して、価格決定等の問題に対して口を突っ込むなど、行政の過剰介入といわれてしまうに違いない。

そういうところにためらうあまり、I S O で想定されていた機関を、ルールメーキング機関にしてしまった、競争監視機関をつくるというが、クレームがないと監視すらできない。実際問題、本当に進むのですかというのが私の心配。

平成 19 年というのはまったく認めがたい話であったが、あの時点では認めたわけではなく、目をつぶっただけ。特別高圧を自由化するときも 3 年後に見直しするという話があつ

た。

実際に有効なものがでてくるような議論が必要。平成 19 年まで事態を固定化するのではないかという懸念がある。たしか 1997 年の答申で特別高圧の自由化を言い出し、1998 年の閣議決定で 3 年先検討とひっくり返された。その後 2 年かかって、今年は検討しろ、来年はその 3 年後をめどにスタートするようにやれといって、2001 年にスタートするならこうだと具体案を作った。今回も同じことをするのかと、今年の閣議決定の際にもエネ庁とは話し合った。

同じことをやるのはおろかだが、平成 19 年まで漫然と待つ必要はない、来年あたりにはいわゆる平成 19 年以降の検討をスタートしてくれ、再来年あたりに具体的な結論を得ろ、平成 19 年には新しいシステムになっているようにしろと。新しいシステムとは、実際に出てくるものを阻害しているもうもろの要因を取り除くことだと。それが、ISO に戻るならそれもよし。発送電分離に戻るならそれもよしと。外資の容認ならそれもよし。矢崎さんが言うように分割だというならそれもよし。何かやっていかないと。平成 19 年に検証しようにも、ファクトが足りないとかの議論が出て、よってこのままという危険性がある。

中の勉強は結構だ。私は、電気事業分科会ではなく、エネ庁と話している。もし手順として必要というならそれはエネ庁の都合だから早く始めなさい。長く考える必要はない、来年には 50 キロワットまで拡大していくのだから、こう広がっていくよというピクチャアを参加者に見せていいないと動かないと私は言っている。

#### 矢崎委員

0. 68% という新規参入者の割合は、今後、どのくらいまで上がっていくと予想しているか。

#### 菅原課長

予想は難しい。

これが市場参加者としてプレゼンスをあらわすことが重要であると私は思っている。

何をすべきか、材料がないと検討もできない。競争促進のために経済産業省として何をすべきか、これまで鈴木主査のかかわってきた経緯も調べて、別途ご相談するとして、まずは来年 4 月から卸電力取引所や中立機関までひらくので、何が課題なのか出揃ってこないと、我々も双方に差込ができない。差込ができる材料が出てくるのがいつごろかというのが問題。平成 17 年 4 月までに一応頭の体操として、ガイドラインの整備はしていこうと思っている。どこから現実にどういう形で新規参入者がどれだけ入っていくかがわからない。ドンと入ってくれば、即座に検討材料ができたりするのだが、今見ている限り、平成 17 年 4 月を目指してドンと入ってくる感じはしない。新規参入者は、需要開拓なり、若干の設備投資が必要なので若干時間が必要であると感じている。

鈴木主查

シンボルとしての旗振り、全面自由化というものを平成17年度に具体的検討を開始するぐらいにしていき、平成18年度には結論を出して、平成19年度から実施するというのが前回のやり方。常に地殻変動を与えながらやっていかないと進まないとということを私は心配している。

菅原課長

本当にやろうとすると、旗だけだと、本当に必要なところの議論が飛んでしまうことが懸念される。全面自由化について、すごく賛成する人もおり、役所の規則から自由になりたい、というところもある。新規参入者への手当てを整えずに自由化すると、参入しようにも電力会社にかなわないということになると、長い投資をかけてでも参入しようとする人は相当のリスクを感じてしまう。ひとつひとつリスクを取り除く必要がある。

鈴木主查

自由化に義務なしというつもりはない。電力とかガスといった公益性の高い資源についての自由化である以上は、安定供給等のいくつかの条件を満たす必要があるのは当たり前。そういう条件を踏まえたうえで、本当の競争になるのか疑わしいのであれば、法的な問題はあるが発送電分離の可能性があるという議論をこれまでもやってきたのではないか。

菅原課長

主査の問題意識はよくわかるが、風はアゲインストというか、着実にやれ、保安面や供給安定性のところで本当に大丈夫かという声がむしろ高まっている。旗だけで勝負するのではなく、本当に現実の問題をきっちり解決していく、そのための検証材料をきっちり集めるということが、後で振り返るとそのほうが前進になるのではないかと思っている。

鈴木主查

紙に書いた自由化計画はあるが、現実の産業の活性化が起こらないと。電気通信は、ほっておいても活性化する余地があるが、こちらはほっておいたら活性化しない、という問題がある。

それとガス管はどうなのか。接続義務のある配管があり、配管の託送料金も決まっている。託送を頼んでも損はしないはずなのに、それと並行して設置しようというのによほどの場合。通常は考えられない。新規投資のほうがつらいにきまっている。同じところで、減価償却の終わった配管を使わしてもらったほうがいい。どれでも設置したいという二重配管なぜいけないのか。二重電力線も同じ。これが起こってくること自体が問題だと思っている。

この問題について説明を聞いたときに、日本経済全体に影響が及ぼすような困ったときに手段として法的な何か根拠がないと、と聞いた。まずめったに発動されることはないとも聞いたけれども、並行配管はだめだといったらアプライはしてこない。

一件あると聞いたけれども、不思議な話。具体的なケースを教えてもらいたい。

自分で作るという人になぜ文句を言うのか、投資がひとつ起こるのだから結構なことではないか。その人は投資したガス管をつかって他の人に供給することができるので、市場競争の中でお願いもしたくないようなガス管が排除されるのはよいことではないか、そうでないと競争は促進されない、よって止める理由なしと私は思うが。

#### 守本課長

基本的に自営導管は、変更・中止命令付きの届出制であり、認めるというのが原則。

自営導管は、内径・圧力など規模の大きいものは託送義務が課せられている。我々としては、託送義務のある導管が伸びていけば、使いやすい導管網ができると思っている。そういうことも勘案して、既存導管網に余力があるかどうか、一般ガス事業者の具体的な投資計画があるかどうかといったようなところから、最低限のところでチェックさせてもらおうという制度とした。先ほどの1件といったのは、いわゆる大口供給として届出のあつたものが1件で、それ以外で、供給区域内で敷設の届出をしてきたものは7件あって、それは全部認めている。

#### 鈴木主査

だけど、それは道路とか港湾とかで囲われた範囲内という限定付だろう。

#### 守本課長(ガス市場整備課)

いや、これはかなり大規模な導管で、たとえば富士のパイプラインとかも含めて認めている。

#### 鈴木主査

私が言いたいのは、日本のガス導管はぶつきりだから、これでは競争は起こらない。大動脈がいる。それをつくれということだ。大動脈に対しては投資にうまみを与えると。その動脈の途中でどんどんどんどん売ってもよいとする。自分で作ったその導管はいずれは使わせるけれども、すぐに使わせろ、価格はこれにせよということでは、実現しないから、といった答申をつくった。大動脈を作るのがガスの競争のスタートラインだと思う。

先に出来た導管を使わせたほうがよいという発想はない。先のものがだらしないから自分で敷設したいと言う人が出る。

#### 菅原課長

ガス管が競争で伸びていくかというと、一部ネットワークは張り巡らされるかもしれないが、基幹パイプラインは将来の需要を見込んで、この需要はそれそうだ、あるいは自分がそれなくても誰かがそこに供給することによってガスパイプラインが使われると見込んで、パイプラインの投資が回収されるから伸びていく。まさに今、公共事業費を使って基幹パイプラインをつくれという議論はあるが、それは非現実的。今のガス事業者のパイプラインを伸ばし、東京と大阪、大阪と中国地方をつながっていくかというときに、割と需要の密なところ、工場が密集しているところを自営導管で需要をとられてしまうと、基幹パイプラインに投資しようとしても誰に取られるかわからないのでパイプが伸びないという事態も想定し得る。そのため、余力のあるパイプが通っている、通りそうな場合は、原則それをまず使ってください、それでもいやで自分でやりたいというところで、このパイプラインに大きな影響のないときは御自由にどうぞと。今のところは、そこに抵触するようなところはきていないので認めている状況だと思う。

競争で本当に伸びていくのであればいいが、むしろ競争だと、この需要をとるんだという見込みで大きなパイプを引くことになるので、近辺で中規模なパイプがどんどんできていくのなら、大きなパイプを引くリスクをガス会社は負わないはず。ある程度ガスが通っているあるいは通るときには原則それを使えというのは、日本の今の現実をかんがみれば、パイプを張り巡らせるため、政策的に重点を置かざるを得ないところ。既に大きなパイプがあるのであれば細かいところは競わせたほうがいいということになるが。我々が問題にしているのは、基幹パイプラインの近くで少しずつ需要をとられると基幹パイプラインすら投資が抑制される可能性がある。

鈴木主査

なぜとられるのだろう。私にはわからないが。

菅原課長

いや、ガスの需要がとっても良くて、そこだけに供給しようと思えば、決まったガスの太さのパイプを引けばいいだけなので、投資回収はものすごく楽。一般需要家もあると、大小の需要家がこの先どれくらい繋がるかという潜在需要家もみながらこれぐらいのパイプを引こうと思えば、それなりの大きさのものにせざるを得ない。ある大工場と、自分でLNG基地も持っている場合、距離もたいしたことないというのなら、直線距離で需要家に向けてパイプを引けばいいのだから、他に卸すなど考えないので、安くできると思う。

鈴木主査

わかるが、それが何で困る？

菅原課長

原則そこで大きな問題がなければどうぞといっているが、闇雲に自由に認めると最後どこかで、公益とのミスマッチが起こる。

鈴木主査

しかしそんな闇雲が起こるだろうか？

既にパイプがあつて、その使用が義務付けられていて、託送料金が制限されているという前提で、その託送料金が減価償却済みのコストプラスフィーであるとすれば、新たに投資するよりも安いはず。安いのに、わざわざ自分でつくるのはありえないのではないかというのが私の意見。あるとすれば、よほどこのガス管の料金が高い場合、あるいは感情的なもつれぐらい、経済の中の問題ではないだろう。もし本当に高いのであれば高い人はリタイアしてくれ、それで何が悪い。

菅原課長

しかし、そうするとパイプというのは一方がリタイアするとその先もつながらなくなる。

鈴木主査

そんなことはない。ガス管はまだあるのだから、安くすれば、次にガス管を引く人はそこから引いてくれるかもしれない。

それと公益特権のほうだが、供給義務のある人、ない人はわからないでもないが、「準ずる」で事実上支障がないということか。

菅原課長

今のところはないと承知している。

鈴木主査

【準ずる】で支障がなければそれでよいが、さっき言ったようにただでき出にくい小売の供給者がぼんぼんと出てくるようにするための元気付けみたいなもの。

ガス業界としてはどうか。

守本課長(ガス市場整備課)

希望を言うならばいくらでも言えるが、確かに道路工事のために一定期間止めなければいけないというところがあるので、妥協案として、大きなものがあつたら本省で話を聞いて、国交省にお話して、国交省から個別の道路管理者に話をおろしていく、それで問題なく進んでいるという状況なので、今のところそれがいいところかというのが正直なところ。

矢崎委員

電力会社間の競争は行われているのか？

菅原課長

パンケーキが廃止されてからでないと、見えてこないのでないかと考えている。

鈴木委員

電力会社の顧客を別の供給区域の電力会社が取った例は？

紀村課長

ない。平成17年4月以降大きな動きがある可能性はあると思っている。

料金水準がどれだけ下がっているかということ、新規参入者のシェアがあがるのかといふことがあるが、新規参入者のシェアがあがらなくとも価格は下がってくることもありえる。

新規参入者は現在電源を確保するべく活動しているが、平成17年4月以降は卸電力取引所における取引も開始されるので、この卸電力取引所における取引がどうなっていくかは非常に大きなところだと思っている。

菅原課長

分散型電源については系統連系に技術的課題があるものの、今後の技術的課題のブレークスルーによりさらに発展する可能性がある。系統全体としての効率性を十分に考慮しつつ、大規模電源とバランスよく共存しえるシステムの構築が必要と考えている。円滑な導入を図るために技術的要件のほかに、系統利用に関する料金に関する事業者間、電源間に公平性を保つ必要がある。

分散型電源の系統アクセスに関する公平性を担保するとともに、それを透明な形にすることによって、事業者の予測可能性を向上させる。具体的には、分散型電源の導入に伴う競走上の論点についての考え方の整理、公表し、レベルプレイングフィールドを形成する。もうひとつは、電力品質の確保の観点から必要最小限の要件を明確化することによって、導入環境の整備を図る。

前者については公取委と共同して作成する適正取引ガイドラインの改定作業において、このような論点も含めて改定したいと考えている。

系統連系技術ガイドラインの見直しを行っており、強制法規に位置づけられる保安部分と、引き続きガイドラインとして位置づけられる電力品質の確保に関する部分を峻別し、項目の整備等をしている。

風力連系対策については、小委員会等で検討している。

鈴木主査

風力発電はほとんどすべて卸発電事業者であるが、近未来的に、風力発電者が小売販売事業者として入ってくる可能性があるのか。あるとしたら、バックアップの問題が生じるのではないか。この対策は十分なされているのか、という点について確認したい。

コジェネについても同様の点が気になっている。

#### 安居室長

風力については 2010 年に 300 万キロワットにしようという目標がある。しかし、現在 68.4 万キロワットということで、まだ目標の 3 分の 1 の導入実績に留まっている。

RPS 法により、小売事業者に対して販売電力量の 1.35% は新エネルギーで発電した電気にするように義務付けている。

事業者は、風力、太陽、中小水力、バイオマス等から選択することとなっているが、風力が一番期待されており、北海道、東北、九州に非常に吹きのいい地域が分布している。

風力発電の事業形態は、出力が非常に変動するため、地元の電力会社に引き取ってもらうという形で、小売をしている事業者はいない。

風力発電事業を行うためには系統連係が必要不可欠である。

風力発電のデメリットは、キロワット価値を有さない、いつ何キロワット発電するか、運転制御できない、出力変動が大きい、大容量化に伴い連系点の制約があるということ。

特に、出力変動が大きいという点については、需要の変動に対して、電力会社は秒単位で発電の運転調整をしているが、大規模な出力変動を伴う風力発電が系統につながってくると、その調整幅には限度があるため、電力会社の調整が難しくなってくるという問題がある。このため周波数変動対策が必要である。

また、送電容量対策が必要である。これは、風況のいい、北海道、東北、九州では人口密集地でないことから太い送電線がないため、数万キロワットのウインドファームといった大容量の場合、その電気を都市部まで線を引っ張ってもっていかないといけないという問題がある。

連系点近傍で発生する問題があるが、これは先ほど説明があったようにガイドラインが制定されている。

したがって、周波数変動問題、送電容量の問題をいかにクリアするかに対策は集約されてくる。

北海道電力管内、東北電力管内、九州電力管内というように、電力会社は、各々の管内で周波数、電圧を維持することが義務付けられているが、こうした義務付けが風力発電の導入を制約しているという問題がある。

北海道電力については、連系可能量は 25 万キロワット、東北電力については 52 万キロワット、九州電力については平成 18 年度に試算することになっている。この容量は最低負荷時、つまり夜間の発電量に占める割合が 10% くらい、東北電力については 9 % くらいとなっている。

今年の4月から7月にかけて、系統連系小委員会でいっそうの風力導入に向けた検討を行ってきた。周波数問題、送電容量問題について議論してきた。

その結論として、周波数変動対策として7つあげた。

ひとつは、風力発電の連系限度量についてシミュレーションをきっちりしようということ。2点目は、調整力の拡大に向けた電源運用。3つ目は会社間連系点を活用して風力発電の導入を図れないかということ。風力発電側の対策として、ひとつは解列枠の設置、もうひとつは周波数変動制約のない、東京、中部、関西管内については、風況のいい地域はなかなか少ないが、より緻密に見て、風力発電に適切な地域を探してみようじゃないかということ。

また、蓄電池を活用することで出力変動をある程度変動をなだらかにできないか、気象予測によって風力発電の出力を予測することによって風車の導入に貢献できないかということを来年春までに行う。

送電容量対策については、送電容量の情報を風力事業者と共有しながら解決していくことである。

鈴木主査

系統の中に入れられるということか？

安居室長

系統へ入れる量が制限されつつあるので、その量をいかに多くするかについての対策を、来年の春まで、電力会社、風力事業者、エネ庁でしましょうということ。

鈴木主査

北海道で系統に接続した風力発電事業者の電気を、東京の私が買えるということか。

安居室長

そのまま送るか、きれいにして送るかという問題はあるが。

鈴木主査

そうした話がかなり先の仮定の話かどうか、ということ。風力発電に関するさまざまな障害を克服しなければならないことは理解できるが、系統上の障害がなくなれば、私は風力事業者と契約を結んで電気を買えることができると理解してよいのか。

安居室長

グリーンな電気がほしいということであるが、東京電力やP P S からグリーン電力を購入するのではなく、日本自然エネルギーが証書を発行して、北海道で風車で発電して、電

気は北海道電力、グリーンのところは証書を発行して、それをエンドユーザーが買えば、風力で発電した電気を使っているといえるという民間の動きはある。

しかし、電力会社にグリーンな電力をくれといつても、今はそうしたメニューがないので、購入することはできない。

#### 鈴木主査

周波数に影響する、量も変動するので非常に高くならないような仕組み、5倍も6倍にもならないような仕組みにするにはどうすればよいのか。

#### 紀村課長

新規参入するための制度として、PPS制度があるので、風力の関係者がPPS制度による届出をすれば小売はできる。

実際に売れるかどうかについてだが、我々としては、風力だけを取り上げてそれにだけメリットを与えるという考え方ではない。系統の中では、色分けせずに、イコールフッティングで使うということをしている。

北海道で発電した電気は連系線をまたいでいくことになるが、その連系線が当該タイミングであいているかどうかが問題となる。風力の特性を考えると、周波数がぶれるので、蓄電池等を担保してもらえば、容量を過度に空けないで通るということになる。相当振幅のあるままだと容量をたくさんあけなければならなくなるので、その場合は託送料金が上がっていくことになる。

電力会社の送電線を使って託送することはできるし、卸電力取引所に電源としてインプットすることも可能だし、また風力発電と他の種類の発電をパッケージする方法もある。

卸電力取引所では他の電源を安く買う可能性があるので、パッケージすることも考えられる。

いずれにせよ、系統運用においては、風力、バイオマス、太陽光を区別せずにイコールフッティングで考えている。

#### 寺村課長補佐

グリーンPPSの研究会を開催した。グリーン電力を供給したい新規参入者、買いたい人が出てきている。現行の系統利用ルールでどういう供給が可能なのかについて、今年度3月まで研究会を開催して、どういう供給があり得るかを検討している。

#### 鈴木主査

昨年度は風力については家庭用まで入れるようにしろといったが、これは小売の自由化の先駆けにするのが目的であった。

現実にやろうとするニーズがあるのか、それが可能なのか。

風力のディスアドバンテージをまったくなく、同じようにしろというつもりはないが、小売しようとする人がことさらに自由化の初期に起こったような差別的な待遇を受けないようにする、ある意味での促進策を考えていくべきではないのか、ということを言いたい。そのためには何をすればよいのか。一度勉強して欲しい。

### 紀村課長

他の者が受けたような嫌がらせをうけないようにすることが大事だと考えている。適正な電力取引についてのガイドラインの中で、ことさら風力だからという理由でおかしな対応をしないような環境を整える。それは他の電源、太陽光、バイオマスも念頭に置いた上で、同等のような格好で、風力に対してもおかしな対応をしないようにという規定をつくろうと思っている。

一般論として、一台の風車では出力変動幅が大きいので、ある程度のエリアの中に複数の風力発電機がないと平準化は難しいと考えているが、そこまでも卸売りだけでなく小売にどこまででてきたいのかという点に関しては、目標量を考えると、卸売りの世界だけとしても相当量が出て行くのではないかと考えている。

自由化のことでこの風力に関しては、むしろ風力だけにフェイバーを与えるという点については、他のエネルギーとのイコールフッティングの関係で妥当ではないと思っている。

したがって、風力に対しても、分散型電源全体の中で、適正な電力取引についてのガイドラインで対応していきたいと思っている。

### 鈴木主査

かまわない。

そういうものが系統の中で問題なく受け入れられるような検討を進めて、しかも系統に迷惑をかけないためにはどうすればよいか検討を進めて、その種類の電源の供給者が直接家庭その他のユーザーに対して販売できるシステムを構築して、そのときに不利益を受けないようなシステムをつくるべきであるという提言をして、去年のハウツー編を書く意味があるかということだ。

### 紀村課長

ちなみに中立機関の中にも風力関係者がメンバーに入っており、議論しているという状況である。

### 鈴木主査

去年原子力をやったのは、いろいろな問題があるが優れた点が多いので、進めるべきだ

が、前処理と後処理の費用を明らかにするべきといった。

前処理というのは誘致費用も含む。

後処理についても引き受けを希望する者があると聞いていた。

前処理にする費用をオープンにすれば、希望する町村が出てくるというのが意図するところ。後処理も同様。

費用をオープンにすれば原子力のコストダウンにつながるのではないか。

去年はそういったコンテクストで原子力について書いたが、風力を小売の尖兵として使っていくというのが、我々の考え方。

#### 紀村課長

引き続き勉強していくが、一般的な感覚として言うと、クリーンだから受け入れやすいという面とは別に経済性や電源の特性という面もある。全体でうまくシステムを作る必要がある。電気事業としてのイコールフッティングも重要。

原子力については、前段階については検討していないが、電気事業者が自由化が進む中で一番問題視していたバックエンドについては、電気事業分科会で議論した後、核燃料サイクルを含む原子力政策をどうするのかという点については原子力委員会で検討されることとなっており、経済性も含めて 10 個ほどの変動パターンを入れて 4 つの基本パターンを今後の再処理について検討し、F B R 等の幅広い課題については 17 年には結論を出すことになっている。核燃料サイクルには早ければ 11 月に基本的な方向が出てくる。

#### 鈴木主査

昨年のコンテクストの深堀という問題提起だと受取ってもらい、それに対してどういう考えを持つかを聞かせてもらい、リーズナブルなものであれば織り込んでいきたいと考えている。思いは小売の自由化を少しでも進めようということ。

昨年は「評価を開始」としたが、「今年は検討開始」としたい。

以上